

みんなで防ごう 障がい者虐待

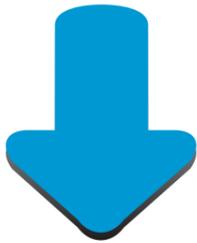


～障がいのある人と共生する社会の実現をめざして～

近年、障がいのある人と共生する社会の意義を理解し、実現を望む人たちは増加しています。その共生社会を実現するためには、当然のことですが障がい者への虐待がないことです。「障がい者虐待」についてしっかり理解し、積極的に予防と早期発見、及び養護者への支援は緊急かつ重要な課題です。そのため、

平成24年10月に「障害者虐待防止法」が施行されました

正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぎ、障がい者のあたりまえの生活を守る法律です。



障がい者とは

身体障がい・知的障がい・精神障がい(発達障がいを含む)のある人など、心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で支援が必要な人が対象となります。

※障害者手帳を取得していない場合もふくまれます。

障がい者虐待の種類

- 養護者による虐待…身の回りの世話や金銭の管理などをする家族や親族による虐待
- 障がい者福祉施設従事者等による虐待…障がい者福祉施設や障がい福祉サービス事業所の職員による虐待
- 使用者による虐待…障がい者を雇用している事業主などによる虐待

身体的虐待

殴る、蹴る、つねる、縛りつける、閉じ込めるなどの暴力や体罰によって、身体に傷やあざ、痛みを与えること。



過剰な投薬等によって
身体の動きを抑制
すること。

性的虐待

無理やり、あるいは同意と見せかけてわいせつな行為をしたり、させること。



心理的虐待

怒鳴る、ののしる、悪口を言う、子ども扱いする、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって、精神的苦痛を与えること。



放棄・放任(ネグレクト)

食事や排泄、入浴などの身の回りの世話や介助などをせず、心身を衰弱させること。

必要な福祉サービスや医療、教育を受けさせないこと。



経済的虐待

本人の同意なしに財産や年金、賃金を処分・運用すること。
本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。



養護者への支援も大切です

障がい者虐待では、家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障がいへの知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが虐待防止につながります。

障がい者虐待防止窓口にご相談・通報ください

虐待の通報者の権利と情報は守られます

障がい者の虐待(疑いを含む)にかかる通報や届け出、支援などの相談は、下記の相談窓口までお寄せください。みなさまのご協力をお願いします。

猪名川町生活部福祉課(障害福祉担当)

■TEL.(072)766-8701(昼間) / (072)766-0001(休日・夜間)

■FAX.(072)766-8895